

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
<p align="center"><b>大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施要領</b></p> <p><b>第1～第9 (略)</b></p> <p><b>第10 修了証書等(第12条関係)</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 修了証書等の亡失・き損時の対応について            事業者は、修了証書等の亡失・き損により、研修修了者から証明の依頼があったときは、<u>「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」</u>に基づき証明を行うこと。</p> <p><b>第11 (略)</b></p> <p><b>第12 廃止の届出(第15条関係)</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 事業者は、事業を廃止した後においても、修了証書等の亡失・き損により、研修修了者から証明の依頼があったときは、<u>「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」</u>に基づき証明を行うよう努めることとする。</p> <p><b>第13 (略)</b></p> <p><b>第14 この要領の適用について</b></p> <p><u>この要領は、平成23年12月1日から適用するものとする。</u></p>	<p align="center"><b>大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施要領</b></p> <p><b>第1～第9 (略)</b></p> <p><b>第10 修了証書等(第12条関係)</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 修了証書等の亡失・き損時の対応について            事業者は、修了証書等の亡失・き損により、研修修了者から証明の依頼があったときは、「訪問介護員養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明を行うこと。</p> <p><b>第11 (略)</b></p> <p><b>第12 廃止の届出(第15条関係)</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 事業者は、事業を廃止した後においても、修了証書等の亡失・き損により、研修修了者から証明の依頼があったときは、「訪問介護員養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明を行うよう努めることとする。</p> <p><b>第13 (略)</b></p> <p><b>第14 この要領の適用について</b></p> <p>この要領は、平成19年8月1日から適用するものとする。</p>

(別添 1-1)

誓約書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

主たる事務所の所在地

法人・団体名

代表者職・名

印

1 申請者が下記のいずれにも該当しないことを

誓約します ・ 誓約しません

(大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱第 5 条第 2 項)

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）若しくは介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）第 3 5 条の 2 に定める法律、又は障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）若しくは障害者自立支援法施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）第 2 2 条に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (2) 第 1 8 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。
- (3) 他の都道府県知事（指定都市の長を含む。）により、事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。
- (4) 大阪府知事又は他の都道府県知事により、次のいずれかの研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。
  - イ 介護保険法施行令第 3 条第 1 項第 2 号に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者
  - ロ 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 1 8 年 9 月 2 9 日厚生労働省告示第 5 3 8 号。以下「指定居宅介護等従業者基準」という。）第 1 条第 2 号から第 5 号に掲げる研修を実施する者として、「居宅介護従業者養成研修等について」（平成 1 9 年 1 月 3 0 日障発第 0 1 3 0 0 0 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「居宅介護従業者養成研修等通知」という。）に基づき指定を受けた居宅介護従業者等養成研修事業者
  - ハ 指定居宅介護等従業者基準第 1 条第 1 6 号の規定により、この基準による廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 1 8 年 3 月 3 1 日厚生労働省告示第 2 0 9 号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。）第 3 号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護従業者基準第 4 号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修又は第 5 号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当する研修を実施する者として指定を受けた外出介護従業者養成研修事業者
- (5) 介護保険法に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者であるとき。
- (6) 障害者自立支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。
- (7) 第 2 号から前号に定める取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号） 第 1 5 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出日から

(別添 1-1)

誓約書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

主たる事務所の所在地

法人・団体名

代表者職・名

印

1 申請者が下記のいずれにも該当しないことを

誓約します ・ 誓約しません

(大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱第 5 条第 2 項)

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）若しくは介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）第 3 5 条の 2 に定める法律、又は障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）若しくは障害者自立支援法施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）第 2 2 条に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (2) 第 1 8 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。
- (3) 他の都道府県知事（指定都市の長を含む。）により、事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。
- (4) 大阪府知事又は他の都道府県知事により、次のいずれかの研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。
  - イ 介護保険法施行令第 3 条第 1 項第 2 号に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者
  - ロ 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 1 8 年 9 月 2 9 日厚生労働省告示第 5 3 8 号。以下「指定居宅介護等従業者基準」という。）第 1 条第 2 号から第 4 号に掲げる研修を実施する者として、「居宅介護従業者養成研修等について」（平成 1 9 年 1 月 3 0 日障発第 0 1 3 0 0 0 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「居宅介護従業者養成研修等通知」という。）に基づき指定を受けた居宅介護従業者等養成研修事業者
  - ハ 指定居宅介護等従業者基準第 1 条第 1 3 号の規定により、この基準による廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 1 8 年 3 月 3 1 日厚生労働省告示第 2 0 9 号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。）第 3 号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護従業者基準第 4 号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修又は第 5 号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当する研修を実施する者として指定を受けた外出介護従業者養成研修事業者
- (5) 介護保険法に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者であるとき。
- (6) 障害者自立支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。
- (7) 第 2 号から前号に定める取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号） 第 1 5 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出日から

起算して5年を経過しない者であるとき。

- (8) 前各号に掲げる場合のほか、申請者が、介護員養成研修等又は介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。
- (9) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ロ 第1号に該当する者
  - ハ 第2号から第6号までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
  - ニ 第7号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者で、当該届出日から起算して5年を経過しない者

起算して5年を経過しない者であるとき。

- (8) 前各号に掲げる場合のほか、申請者が、介護員養成研修等又は介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。
- (9) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ロ 第1号に該当する者
  - ハ 第2号から第6号までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
  - ニ 第7号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者で、当該届出日から起算して5年を経過しない者

2 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者の指定を受けるにあたって、大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱、大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施要領を遵守することを

誓約します ・ 誓約しません

2 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者の指定を受けるにあたって、大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱、大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施要領を遵守することを

誓約します ・ 誓約しません